

# 沖縄県立芸術大学学生の懲戒に関する規程

令和6年9月4日  
沖芸大規程第152号

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学学則（令和3年沖芸大規則第1号。以下「学則」という。）第58条及び沖縄県立芸術大学大学院学則（令和3年沖芸大規則第2号。以下「大学院学則」という。）第49条に規定する学生等の懲戒について、その手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

**第2条** 懲戒は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条及び学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第26条の規定に基づき大学に付与された教育上の権限であって、所定の事由の発生を要件として、学生等に対して制裁を加える不利益処分である。

2 懲戒は、教育の一環として行われるものであり、対象とする行為の態様、結果及び影響等を総合的に勘案し、慎重かつ迅速に決定されなければならない。

3 懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度とする。

4 この規程の運用に当たっては、学生等の人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(定義)

**第3条** この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 学生等 学部及び大学院の学生、研究生、外国人学生及び科目等履修生をいう。
- (2) 対象学生等 非違行為を行った又は非違行為に関与したと目される学生等をいう。
- (3) 被処分学生等 非違行為を行った事実又は非違行為に関与した事実に基づき、懲戒処分を受けた学生等をいう。
- (4) 学部等 前2号の学生等が所属する学部及び研究科をいう。
- (5) 教授会等 学部等の教授会及び研究科委員会をいう。
- (6) 副学長 学生担当の副学長をいう。

(懲戒の対象とする行為)

**第4条** 学長は、学生等が次の各号のいずれかに該当する非違行為を行った場合は、当該対象学生等に対し、懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 期末試験等における不正行為及び論文等作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学則及び大学院学則その他本学の諸規程に違反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

**第5条** 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、それぞれ各号に定めるとおりとする。

- (1) 退学 本学の学生としての身分を失わせる処分のこと。
- (2) 停学 一定の期間又は期間を定めずに登校を停止させる処分のこと。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、戒める処分のこと。

2 停学は、無期と有期とに区分し、有期停学は6月未満の期間を付して命ずるものとする。

3 停学の期間は、第14条に規定する懲戒の発効日の翌日から起算し、暦日計算によるものとする。

4 停学の期間は、学則第11条第1項及び大学院学則第10条第3項に規定する在学期間に含めるものとする。

(自宅謹慎)

**第6条** 学長は、教育上の必要があると認める場合は、第11条に規定する懲戒の決定を行う前に、対象学生等の同意の下、自宅謹慎を命じることができる。ただし、懲戒に該当することが明白で、かつ修学環境の確保のために特に必要と認めた場合は、対象学生等の同意を得ること無く自宅謹慎を命じることができる。

2 前項の命令は、対象学生等に自宅謹慎命令書を交付して行うものとする。

3 自宅謹慎の期間は、原則として1月を超えないものとし、教育的観点から必要があると認められるときは、自宅謹慎の期間の全部又は一部を停学期間に算入することができる。

(非違行為の報告等)

**第7条** 対象学生等は、非違行為を行った場合又は非違行為に関与した場合は、直ちに指導教員等に届け出なければならない。他の学生が、対象学生等の非違行為を知ったときも、同様とする。

2 教職員は、前項の規定による届出を受けたとき又はその他の方法により非違行為を知ったときは、直ちに学部等の長に報告するものとする。

3 学部等の長は、前項の規定による報告を受けたとき又はその他の方法により非違行為を知ったときは、直ちに学長及び副学長に報告するものとする。

(調査委員会)

**第8条** 学部等の長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、非違行為が懲戒に相当すると思料するときは、直ちに若干名の委員で組織する調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、事実関係の確認のため、関係者からの事情聴取等の調査を実施し、この調査に基づき懲戒の要否並びに懲戒の種類及び内容（以下「量定」という。）を検討するものとする。

3 調査委員会は、対象学生等から事情聴取を行うに当たり、その期日及び非違行為と目される事実の概要を記載した事実調査通知書を交付するものとする。

4 調査委員会は、事実関係の確認、懲戒の要否及び量定案の検討の結果を副学長及び学部等の長に報告する。

(意見陳述)

**第9条** 副学長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、対象学生等に懲戒審査説明書を交付し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えなければならない。

2 対象学生等が、意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

3 副学長は、対象学生等から補佐人の同席又は陳述について求めがあった場合は、これに応じなければならない。ただし、副学長が事情聴取の妨げになると認めるときは、補佐人の数を制限することができる。

4 副学長は、意見陳述の経過を記載した調書のほか、懲戒の原因となる事実に対する対象学生等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、学部等の長に提出するものとする。

(審議結果報告)

**第10条** 学部等の長は、前条第4項の報告書を添えて、懲戒の要否及び量定案について教授会等に諮り、その結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

**第11条** 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、教育研究審議会に諮り、懲戒の量定を決定するものとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、調査委員会に対し、再調査を求めることができる。

3 学長は、懲戒の決定をするときは、第9条に規定する調書内容及び副学長の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(懲戒処分書の通知)

**第12条** 学長は、前条第1項の規定による決定を行ったときは、懲戒理由等を記載した懲戒処分書により対象学生等に通知するとともに、対象学生等の保証人にその旨を通知するものとする。

(懲戒の公示)

**第13条** 学長は、前条の規定による通知を行ったときは、直ちに被処分学生等の所属、懲戒の種類、理由等を公示するものとする。ただし、教育的配慮が必要と認められるときは、教授会等及び教育研究審議会に諮り、公示事項の一部又は全部を公示しないことができる。

2 懲戒の公示は、次条に規定する懲戒の発効日から30日間、大学内の掲示板に掲示する方法により行うものとする。

(懲戒の発効)

**第14条** 懲戒は、次の各号のいずれかの日に、その効力を生じる。

(1) 対象学生等が、直接懲戒処分書の交付を受けた日

(2) 学長が前号によることが困難であると認められた場合で、対象学生等が配達証明が可能な方法により懲戒処分書を受領した日

(3) 学長が、前2号によることが困難であると認められた日

(再審査)

**第15条** 懲戒処分について、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合において、不服がある被処分学生等は、懲戒があったことを知った日の翌日から起算して14日

以内に、学長に対して再審査を請求することができる。

- 2 前項の再審査の請求は、別に定める事項を記載した再審査請求書により、その証拠となる資料を添えて行うものとする。
- 3 学長は、前項の再審査請求書を受理したときは、速やかに再審査請求措置決定書を当該被処分学生等に通知する。
- 4 再審査の請求は、第 11 条の規定に基づき決定された懲戒処分（以下「原処分」という。）の効力及び原処分の執行を妨げない。
- 5 再審査を請求した被処分学生等（以下「再審査請求人」という。）は、第 17 条に規定する決定があるまでは、書面により、いつでも再審査の請求を取り下げることができる。  
（不服審査委員会）

- 第 16 条** 学長は、再審査を行うことが必要と認めるときは、不服審査委員会を設置する。
- 2 不服審査委員会は、学長が選任する若干名の委員で組織する。ただし、第 8 条の調査委員会の委員を不服審査委員会の委員に選任することはできない。
  - 3 不服審査委員会は、再審査請求の理由の存否を審査し、懲戒処分の取消し又は変更する内容について検討するものとする。
  - 4 不服審査委員会は、前項の規定による審査及び検討の結果を学長及び学部等の長に報告する。
  - 5 不服審査委員会が行う審査手続は、別に定めるものとする。  
（再審査の請求に対する決定）

- 第 17 条** 再審査の請求が第 15 条第 1 項に規定する期間の経過後にされたものである場合その他手続の適正を欠く場合には、学長は当該再審査の請求を却下する。
- 2 学長は、前条第 4 項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく教育研究審議会に諮り、次の各号のいずれかの決定をするものとする。
    - (1) 再審査の請求が正当な理由がない場合には、当該再審査の請求を棄却する。
    - (2) 再審査の請求が正当な理由がある場合には、原処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。
  - 3 学長は、前 2 項に規定する決定をしたときは、速やかに再審査結果通知書により当該再審査請求人に通知する。
  - 4 前項の規定による通知に伴い行なわれる手続等については、第 12 条から第 14 条までの規定を準用する。  
（教育的措置）

- 第 18 条** 学長は、学生等の行為が懲戒に相当しない場合において、必要があると認めるときは、学生の本分についての反省を促すため、文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。
- 2 学部等の長は、被処分学生等との面談等による教育的指導を行い、その更生に努めるものとする。  
（停学又は自宅謹慎の期間中の措置）

- 第 19 条** 停学処分を受けた被処分学生等又は自宅謹慎を命じられた対象学生等は、停学処分又は自宅謹慎の期間において、本学の教育課程の履修、試験等の受験、課外活動への参加及び図書館その他本学の施設の利用ができない。ただし、学長が教育指導上必要と

認めるときは、一時的に登校することができる。

- 2 停学又は自宅謹慎の期間が、被処分学生等の履修手続きの期間と重複する場合には、原則として当該学生の履修登録を認めるものとする。

(停学処分の解除等)

**第20条** 無期停学は、懲戒の発効日から6月を経過した後でなければ解除できない。

- 2 学部等の長は、被処分学生等について、非違行為に対する反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に勘案し、学生委員会の意見を徴した上で教授会等の議を経て、学長に無期停学処分の解除を申し出ることができる。

- 3 学長は、前項の規定による申出を受けたときは、教育研究審議会に諮り、無期停学処分の解除を決定することができる。

- 4 学長は、前項の規定による決定をしたときは、被処分学生等に対し、停学処分解除通知書により通知し、当該処分を解除するものとする。

- 5 学部等の長は、有期停学処分を受けた学生等について、学長に停学期間の短縮を申し出ることができる。この場合、前3項の規定を準用する。

(懲戒に関する記録)

**第21条** 懲戒は学籍簿に記載する。ただし、訓告及び1月以下の停学については、記載を保留し、停学期間中の被処分学生等の情状を踏まえ、学長が教育上の見地から必要と認める場合は、学籍簿への記載は行わないことができる。

- 2 被処分学生等又は過去に懲戒を受けたことがある学生等について、成績証明書その他成績、修学状況等に関する文書で、当該学生等及び本学関係者以外の者が閲覧すると思われるものについては、懲戒に関する記載をしないものとする。

(身分異動)

**第22条** 対象学生等から、懲戒の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しない。

- 2 休学中の学生等が、退学又は停学の処分を受けた場合は、懲戒の発効日をもって休学許可を取り消すものとする。

(守秘義務)

**第23条** 教職員は、学生等の懲戒に関する事項について職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

**第24条** 学生等の懲戒に関する事務は、教務学生課及び各学部等において処理する。

(委任)

**第25条** この規程に定めるもののほか、懲戒の実施に関し必要な事項は別に定める。

- 2 次に掲げる事項については、学部等の長に委任することができる。

- (1) 第6条の自宅謹慎命令書の交付

- (2) 第12条の懲戒処分書の交付

- (3) 第18条の厳重注意

- (4) 第20条の停学処分解除通知書の交付

(その他)

**第26条** この規程の改廃は、大学学生委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年9月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。